

令和4度中城村子どもの居場所づくり運営事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、「中城村子どもの居場所づくり運営事業」の委託業者を適正かつ公正に選定するために公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定める。

2. 事業の目的

本事業は、中城村の子ども達の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要に応じて食事提供、生活指導、学習支援等の支援を行い、健やかに成長できる環境を提供するとともに、生活困窮世帯が抱える問題などの改善、解決に向けた各種支援を図ることを目的として居場所づくり運営事業を展開する。

3. 事業概要

- 1) 事業名：令和4度中城村子どもの居場所づくり運営事業
- 2) 事業内容：別添「中城村子どもの居場所づくり事業業務委託仕様書」のとおり
- 3) 期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

4. 委託上限金額

本委託業務の委託料の上限額は **8,800,000円（消費税を含む）** とする。

ただし、この金額は企画提案のために設定した上限金額であり、実際の契約金額については村と協議するものとする。また、実際の支出額に基づき支払う額を確定する。

5. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 沖縄県内に本社又は事務所等を有し、事務の実施にあたっては、正副2名以上の担当者を配置し中城村こども課と速やかな連携を行うなど、本業務を円滑に遂行することができる運営体制が整備されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

い者であること。

④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得てない者を参加させることができない。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条及び中城村暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 子どもの貧困に関する知識を十分理解しているとともに、児童福祉や青少年自立支援・健全育成等に活動実績があり、事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 中城村から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 応募者が国税及び地方税の滞納をしていないこと。
- (8) 本事業実施時に、宗教活動、政治活動または選挙活動を行うことを目的とするものでないこと。

6. スケジュール

※日程は、本要領作成時のものであり。諸般の事情により変更することがある。

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

	実施内容	実施期日
1	公募開始	令和 4 年 2 月 16 日（水）
2	質疑受付期間	令和 4 年 2 月 16 日（水）～令和 4 年 2 月 22 日（火）
3	質疑回答	令和 4 年 2 月 24 日（木）
4	参加申込期限	令和 4 年 2 月 25 日（金）午後 5 時
5	提案書等提出期限	令和 4 年 2 月 28 日（月）午後 5 時
6	審査（プレゼンテーション）	令和 4 年 3 月 3 日（木）
7	選定結果通知	令和 4 年 3 月上旬
8	協議	令和 4 年 3 月中旬
9	契約・運営開始	令和 4 年 4 月 1 日（金）

7. 配布資料

配布資料は次の資料とし、中城村ホームページにて掲載する。

- (1) 中城村子どもの居場所づくり運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 中城村子どもの居場所づくり運営事業業務委託仕様書
- (3) 各種様式

※ [中城村ホームページ] - [各課の案内] - [こども課] から入手可。

8. 応募に係る質問及び回答

内容等について不明な点がある場合は、全てメールにて提出すること。本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和4年2月22日（火）まで
- (2) 提出方法 こども課宛 電子メール（様式は任意）により提出すること。

E-mail : kodomo@vill.nakagusuku.lg.jp

- (3) 質問に対する回答

令和4年2月24日（木）までに質問者へメールにて通知。

9. 応募方法

- (1) 参加申込み

参加を希望する場合は、下記を提出すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	参加申込書	様式第1号	1部
2	誓約書	様式第2号	1部
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	3か月以内に発行されたもの（写しでも可）	1部
4	法人の国税及び地方税の完納証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税）の未納のないことが確認できる証明書（写しでも可）	1部
5	企画提案書	任意様式	5部
6	業務実施体制	任意様式	5部
7	業務経歴書	任意様式	5部

① 申込期間

・令和4年2月16日（水）～令和4年2月25日（金）午後5時必着

※上記表の1・2・3

② 企画提案書等提出期間

・令和4年2月16日（水）～令和4年2月28日（月）午後5時必着

※上記表の4・5・6

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出場所 中城村役場こども課（中城村字当間585番地1）

10. 審査方法

(1) 審査（プレゼンテーションによる審査）

企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、審査委員による質疑を行うものとする。

- ・プレゼンテーションの形態は任意とする。
- ・1事業者あたり、説明20分以内、質疑15分程度とする。
- ・1事業者につき、最大2名までの入室を認めます。また、受託後に業務責任者となる者は、原則として、プレゼンテーションに同席することとする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・会場及びプレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は本村で用意するが、パソコンは各自で準備すること。会場への搬入・設定・撤収の時間は10分以内とすること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・会場への入室は、選定委員会、選定委員会が入室を許可した者、事業者以外は認められない。
- ・事業者は、定められた時間以外に会場への入室は禁止する。

・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、リモートで実施する場合がある。

評価項目	配点
事業内容・事業運営について	25点
事業従事者の雇用計画について	15点
独自提案について	25点
安全管理体制について	15点
事業者の概要、実績について	20点

11. 審査結果の通知（通知日については予定）

審査の結果については、受託候補者を決定した後、令和4年3月9日（水）に審査を受けた事業者に対して文書にて通知する。

12. 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

13. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

14. 注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

15. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は本村にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

16. 問い合わせ先

〒901-2493

中城村役場こども課 子育て支援係（担当：辰）

TEL：098-895-2271 FAX：098-895-3048

Email：kodomo@vill.nakagusuku.lg.jp

受付時間平日の9時から12時、13時から17時まで（土日祝日を除く）